この式において、$E_{L,i}$、$T_{L,d,i}$、$F_{L,i}$、$C_{L,i}$、D_i、ｎ及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,i}$　：照明設備ｉの消費電力（単位　ワット）

$T_{L,d,i}$：日付ｄにおける照明設備ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）

$F_{L,i}$　：照明設備ｉの制御方法に応じて定められる係数（単位　無次元）

$C_{L,i}$　：照明設備ｉを設置する室の形状に応じて定められる係数（単位　無次元）

D_i　：照明設備ｉの年間稼働日数（単位　日）

ｎ　：当該非住宅建築物における照明設備の数（単位　台）

f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　$T_{L,d,i}$は、室用途ごとに定められる室の標準的な使用時間を用いるものとする。

ハ　$F_{L,i}$は、在室検知制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正、昼光利用制御、点滅制御、照度調整調光制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

⑷　E_Wは、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ　E_Wは、次の式により算出するものとする。

$$E_W=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}\left(\frac{Q_{W,d,i}}{\eta_{W,d,i}}\right)\times10^{-3}$$

この式において、$Q_{W,d,i}$、$\eta_{W,d,i}$、D_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{W,d,i}$　：日付ｄにおける給湯設備ｉの１日当たりの給湯負荷（単位　１日につきキロジュール）

$\eta_{W,d,i}$　：日付ｄにおける給湯設備ｉのシステム効率（単位　無次元）

D_i　：給湯設備ｉの年間稼働日数（単位　日）

ｎ　：当該非住宅建築物における給湯設備の数（単位　台）

ロ　$Q_{W,d,i}$の算出においては、次の㈠から㈣までに掲げる事項を勘案するものとする。

㈠　室用途及び地域ごとに定められる外気温度及び給水温度

㈡　給湯配管からの熱損失量

㈢　室用途ごとに定められる標準的な１日当たりの使用湯量

㈣　節湯器具の使用又は太陽熱利用給湯設備の有無

ハ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第６に掲げる値を用いるものとする。

⑸　E_{EV}は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ　E_{EV}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{EV}=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}\left(\frac{L_{EV,i}\times V_{EV,i}\times C_{EV,i}\times T_{EV,d,i}}{860}\times N_{EV,i}\right)\times f_{prim}\times10^{-3}$$

この式において、$L_{EV,i}$、$V_{EV,i}$、$C_{EV,i}$、$T_{EV,d,i}$、$N_{EV,i}$、D_i、ｎ及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの積載質量（単位　キログラム）

$V_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの定格速度（単位　１分につきメートル）

$C_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの制御方法に応じて定められる係数

$T_{EV,d,i}$　：日付ｄにおける昇降機系統ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）

$N_{EV,i}$　：昇降機系統ｉに属する昇降機の台数（単位　台）

D_i　：昇降機系統ｉの年間稼働日数（単位　日）

ｎ　：当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数

f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　$C_{EV,i}$については、当該昇降機の速度制御方法の種類を勘案して算出するものとする。

⑹　E_Sは、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ　E_Sは、次の式により算出するものとする。

$$E_S=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}E_{S,d,i}$$

この式において、$E_{S,d,i}$、D_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{S,d,i}$：日付ｄにおけるエネルギー利用効率化設備ｉによる１日当たりの一次エネルギー消費量の削減量（単位　１日につきメガジュール時）

D_i　：エネルギー利用効率化設備ｉの年間稼働日数（単位　日）

ｎ　：当該非住宅建築物における算出対象エネルギー利用効率化設備の数

ロ　$E_{S,d,i}$は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ハ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第６に掲げる値を用いるものとする。

⑺　E_Mは、２－２の⑹に定める方法によるものとする。

第２　住宅に係る判断の基準

住宅の建築主等は、次の１及び２に適合する措置を講ずるものとする。

１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

１－１　住宅の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）における一の住戸（以下第２において「単位住戸」という。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

⑴　外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。

⑵　外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとすること。

⑶　窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。

⑷　気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止等に十分配慮すること。

１－２　単位住戸の外壁、窓等に関して１－１の⑴から⑶までに掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は１－３によるものとし、１－１の⑷に掲げる事項に係る措置を講ずるに当たっては１－４から１－７までに留意するものとする。ただし、１－３にかかわらず、次の⑴から⑶までによる場合においては、この限りでない。

⑴　特別な調査又は研究の結果に基づき、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、１－３に定める方法とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができた場合

⑵　規格化された型式の住宅であって、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、１－３に定める方法とおおむね同等以上の性能を有すると国土交通大臣が認めた場合

⑶　エネルギーの使用の合理化に関する法律第74条第１項に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合

１－３　外皮平均熱貫流率等の基準

単位住戸が、⑴に定める地域区分に応じた外皮平均熱貫流率（内外の温度差１度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値をいう。以下同じ。）の基準及び⑵に定める地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率（入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。以下同じ。）の基準に適合するようにするものとする。